

里親制度を知っていますか？

10月は里親月間



問い合わせ こども支援課 ☎229-3284 FAX 229-3334

●● 里親とは ●●

保護者の病気や養育困難、または保護者がいないなど、さまざまな事情で保護者と一緒に暮らすことができない子どもたちを、自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情をもって養育してくださる人を「里親」といいます。



●● 里親の種類 ●●

養育里親

保護者と生活ができるようになるまで、または自立して生活できるようになるまで(原則18歳まで)養育する里親です。養育期間は1カ月未満の場合もあれば、数年間の場合もあります。

専門里親

虐待を受けた子ども、非行傾向のある子ども、障がいのある子どもなど、特に専門的な支援が必要な子どもを養育する里親です。

親族里親

保護者の死亡や行方不明などにより、子どもを養育できなくなった場合に、子どもの扶養義務者である親族(祖父母など)が養育する里親です。

養子縁組里親

養子縁組によって子どもの養親となることを希望する里親で、養子縁組が成立するまで里親として養育します。



●● 里親になるまでの流れ ●●

①相談

お住まいの地域の児童相談所にご相談ください。里親制度について詳しく説明します。

②研修

里親制度などに関する研修、座学3日間、施設実習2日間を受講します。
※研修は一部免除される場合もあります。

③調査・申し込み

児童相談所の担当職員が家庭訪問し、家庭環境、資産状況、健康状態などに関する調査を行います。その後、要件を確認した上で、里親認定申込書を提出していただきます。

④審査・登録

社会福祉審議会での審査を経て里親として認定されると、里親名簿に登録されます。
※里親登録後、児童相談所が子どもの条件や里親の状況などを考慮し、子どもにとって最適な里親との組み合わせを選びます。

●● 問い合わせ ●●

県内各地で里親説明会・里親出前講座を開催しています。里親制度に関心のある人は、下記へお問い合わせください。

中勢児童相談所

〒514-0113 一身田大古曾694-1 ☎231-5666

